

東京帝國大學 東亞經濟研究所

年四回 (二月、五月、八月、十一月) 發行

東亞經濟叢論

第貳卷 第參號

昭和十七年九月

東印度農林業の性格……………	經濟學博士 目崎憲司
佛印に於ける協同組合について……………	經濟學博士 松岡孝兒
北支の小作制度……………	經濟學博士 八木芳之助
江北の鹽墾公司考……………	經濟學士 天野元之助
清代貨幣考……………	經濟學士 穗積文雄
支那航域に於ける日英船……………	經濟學士 佐波宣平
支那女子紡績労働者創出過程の特質……………	經濟學士 岡部利良
南方物價對策の諸問題……………	經濟學博士 谷口吉彦
附錄 南方文獻目錄	

(禁轉載)

有斐閣發賣 肆書

北支の小作制度

——特に河北・山東・河南省の分益小作制度——

八木芳之助

—

現在の支那は何と云つても農業國である。それは支那全人口の約四分の三が農業に従事する農民であることによつても知られる。而して土地委員會の報告によれば、全農家のうち小作農の占める割合は一五・八%、自作兼小作農は二〇・八%、小作兼傭農は〇・〇二%、地主兼小作農は〇・一一%、地主兼自作兼小作農は〇・四七%にして、多かれ少かれ、土地を借り入れて耕作する農家は、全農家の三七・二%にのぼつてゐる¹⁾。また實業部中央農業實驗所の「農情報告」によれば、全農家の四七%が自作農、二四%が自作兼小作農、二九%が小作農となつてゐるから、全農家の五三%が、地主との間に何等かの形で小作關係を取り結んでゐる。かくて支那では全農家のうち、「農情報告」の五三%よりは低い²⁾が、土地委員會の數字三七%より高いものが、地主との間に小作關係を取り結んでゐるものと推定される³⁾。

かくの如く支那全體としては、全農家のうち三七%乃至五三%のものが、地主との間に何等かの形で小作關係

北支の小作制度

第二卷 六一九 第三號 六三

1) 土地委員會編、全國土地調查報告綱要（民國二十六年一月）三四頁。
2) 農情報告、第五卷第一期、民國二十六年一月。
3) 天野元之助氏、支那農業經濟論（上）、二八八頁。

を取り結んでゐるが、併しこの數字は、支那の各地域、即ち北支、中支及び南支で著しく異つてゐる。

土地委員會の報告は十六省百六十三縣百七十四萬餘戸の調査であるが、之によれば、全農家の三七・二%が大なり小なり土地を借入れ、地主と小作關係を取り結んでゐる借地農家である。然るにこの借地農家の百分比は北支の河北では一六%、山東では一五%、河南では二一%、山西では七%、陝西では三二%に過ぎないが、中・南支の江蘇では四六%、浙江では六二%、江西では四六%、湖南では四七%、廣東では七五%、廣西では三六%となつてゐる。

「農情報告」は二十二省九百六十縣の調査であるが、之によれば全農家の五三%が大なり小なり土地を借入れる借地農家である。然るにこの借地農家の百分比は、北支の河北では三三%、山東では二六%、河南では四一%、山西では三六%、陝西では四二%に過ぎないが、中・南支の江蘇では五八%、浙江では八〇%、江西では七一%、湖南では七七%、廣東では七五%、廣西では六六%に達してゐる。

斯くの如く北支に於ては中・南支に較らべて、借地農家が遙に少いが、その反面に於て北支に於ては自作農が遙に多い。即ち土地委員會の報告によれば、全農家のうち自作農の占める割合は河北では七一%、山東では七五%、河南では六五%、山西では八〇%、陝西では六一%である。また「農情報告」によるも、全農家のうち自作農の占める割合は、河北では六七%、山東では七四%、河南では五九%、山西では六四%、陝西では五八%となつてゐる。

然らば何故に北支に於ては中・南支に比して、小作農が少なく、自作農が多いのであらうか。この點につき、

トーネイは左の如く説明してゐる。即ち「陝西・山西・河北・山東・河南各省は、農民の三分の二迄が自作農である」と云はれる地域であるが、この地域こそ支那農業の本源地なのである。そこには未だ、近代商業や工業の影響が及んでゐない。資本家にとつて魅力ある投資物たるには、その收穫高があまりに低く、一方農民も之れ以上の土地を賃借するだけの資力を持つてゐないのである。南方に於ては土壤がもつと肥沃であり、従つて、農業にも餘剰が生まれてゐる。經濟關係の商業化も、もつと進んで居り、従つて、土地投資に對する魅力も大きければその力も大きいのである⁴⁾といつてゐる。即ち北支では農業以外の産業が充分に發達してゐないから、土地所有者は土地を耕作して農業を經營するより外に生活を樹てる途が少ない。且つ此等の地方は氣候の關係上、作物の生育期間は短かく、且つ降雨量も少なく然かも不順であるから、土地の生産力は一般に劣つてゐる。斯かる地帯に於て小面積の土地を他人に貸付けて小作せしめたのでは、地主も小作人も共に其の收入を以てしては生活を營み難く共倒れとなる虞があるから、地主の多くは、自から農業を經營して生活するに至つたのに因るものであらう。⁵⁾併し北支の自作農のうちには、自家勞働力を以て、自家の所有地を經營し、この農業經營を以て自家の經濟を維持して行く固有の自作農の外に、賃勞働やその他の兼業收入を以てしなければ、生計を維持し得ない零細自作農、また經營規模が大なるため雇傭勞働に依存せざるを得ない自營的自作農も含まれてゐる。

北支に於ては中・南支に較らべて小作農數が少いが、併し過少に評價されてゐる土地委員會の報告によるも、借地農家の百分比は、河北一六%、山東一五%、河南二一%、山西七%、陝西三二%であり、全耕地面積のうち小作地の占める割合は、河北一二・九%、山東二一・六%、河南二七・三%、陝西一六・六%であるから、北支に於

4) R. H. Tawney, *Land and labour in China*, 1932, p. 37 (浦松, 牛場兩氏譯, 支那の農業と工業, 三三頁)。
5) 高岡熊雄氏, 北支那農業管見 (農業經濟研究, 第十六卷第三號) 三二頁。

ても小作問題を輕視するを得ない。殊に北支は中・南支に比して氣候に恵まれず、小作經營規模も零細であり、土地生産力も低位であるから、その生活も窮乏せるものである。従つて北支に於ても其の小作制度を改善する上からも、その小作慣行を深く調査研究する必要がある。

二

支那の小作制度を研究するに際して遭遇する困難は、各省並に各縣に於てさへも見られる小作關係の多様性のために、小作制度をその多様性に於て具體的に、然かも體系的に把握することの困難である。思ふに支那は地理上溫暖熱の三地带に亘り、各地の自然的條件に差異のあるは勿論のこと、農民の生活慣習上の差異も著しく、従つて各地の小作制度の上にも甚だしく複雑なる差異を惹起してゐることは、恰も各地方の方言と同様である。⁶⁾加之、支那に於ては一省と云つてもその地域は大きく、従つてその一部に見られる状態は必ずしも之を他に適用し得るとは限らない。更に支那に於ては前資本主義的なる土地所有關係が著しく残存してゐるため、それに基いて各省・各縣にはそれ／＼多くの傳統的なる小作形態が存在してゐる。尙ほ支那經濟の現段階は舊來の封建的生産關係より近代の資本主義的生産關係に入らんとする過渡交替期にあるため、各地の農村經濟發展程度にも著しい懸隔があり、従つてこの事情が、支那の小作制度の上にも反映して、その地方的性質を著しく濃厚ならしめてゐる。

支那農村の小作制度は極めて複雑である。この小作制度を分類する標準として一般に採られるものは、小作期間、小作料の分配方法、納入せらるべき小作料の種類これである。先づ第一に小作期間を分類の標準にとれば、

6) 中國經濟年鑑(上)一九三四年、第七章、租佃制度(G)一頁。

小作制は永小作（永佃）、定期小作及び不定期小作の三種に分かれる。次に第二に小作料の分配方法を標準とすれば、小作制は分益小作（分収又は分租）と定額小作（定租又は包租）とに分かれる。更に第三に小作料の種類を標準にすれば、勞働地代（力租）、現物地代（物租）、貨幣地代（錢租）の三種類に分かれる。

併し上述の土地委員會の報告をみるに、第二及び第三の分類を綜合して、支那の小作制を定額錢租制、定額物租制、普通分收制、佃工分收制、其の他の五項に分類して居り、また「農情報告」は支那の小作制を錢租・穀租・分租の三種に分類してゐる。而して現在の支那では此等の小作形態が各地域で如何なる程度に行はれてゐるかに關する一般的見解によれば、「現在では定額の物租と分租とが依然として地代の支配的形式であり、若干の地方では物租は既に折租の形式の下に、穀物を市價によつて換算し、金錢を以て納付してゐるが、これは錢租に至る過渡をなすものである。純粹の錢租に至つては、一般に只都市の近郊若くは商工業の特別に發展してゐる地方に行はれてゐるに過ぎない。若干の地方には寧ろ依然として力租の殘痕さへ存してゐる」と謂はれてゐる。

北支では如何なる種類の小作制が行はれてゐるかを示すため、左の一表を掲げよう。

左表によつて明白なるが如く、小作期間による分類によれば、北支に於ては不定期小作制が最も多く普及して居り、之につぐものは定期小作制にして、永小作制は最も少ない。次に小作料の分配方法並に小作料の種類による分類によれば、北支五省の平均では定額物納小作制が最も多く、之につぐものは分益小作制にして、金納小作制が最も少ない。併し省によつて此の事情は多少異つてゐる。例へば河北省では金納小作制が最も多く、之につぐものは分益小作制にして、定額物納小作制が最も少ない。山東省では分益小作制が最も多く、之につぐものは

- 7) 佃工分收制とは地主が土地の外に家屋、農具、役畜、種子及び其の他の農場設備、經營資本をも供給し、小作人は只だ勞力のみを提供するに過ぎない低位の分益小作制である。
- 8) 馮和法編，中國農村經濟論，二五九頁。

北支の小作制度

第一表 北支の小作制度

第二卷 六二四 第三號 六八

省別	小作期間による分類				小作料の分配方法及び種類による分類							
	永佃	定期	不定期	其他	定額	定額	分收	分收	其他	錢租	穀租	分租
河北	3.9%	5.4%	5.3%		6.3%	27.6%	16.7%	3.0%	0.5%	2.5%	3.6%	6.2%
山東	4.7%	5.6%	6.9%		3.1%	5.5%	2.3%	1.0%	0.3%	2.4%	3.5%	5.2%
河南	2.5%	7.7%	6.9%	0.3%	8.1%	1.9%	7.6%	0.2%	0.3%	1.5%	3.5%	4.0%
山西	4.7%	4.3%	6.2%		7.6%	4.2%	4.6%	—	—	2.7%	4.3%	6.7%
陝西	0.5%	2.3%	6.6%		3.1%	6.1%	5.7%	0.2%	—	1.5%	5.0%	5.6%
以上五省の平均	3.3%	4.8%	6.0%		3.9%	4.3%	4.7%	0.8%	0.3%	2.3%	4.4%	5.4%
支那全省の平均	3.0%	4.3%	5.7%	0.6%	3.3%	3.9%	4.9%	0.4%	0.4%	2.3%	3.7%	5.1%

定額物納小作制にして、金納小作制は最も少ない。更に河南省でも分益小作制が最も多く、之につぐものは定額物納制にして、金納小作制が最も少ない。かくの如く各省によつて多少異つてゐる。

この小論では、北支、特に河北・山東・河南の三省で相當普及してゐる分益小作制度を研究の對象とし、その性格竝に經濟的關係を吟味しようと思ふ。

三

茲では、今日までに既に發表せられた日本側の資料（主として滿鐵）竝に支那側の資料を利用して、北支、特に

河北・山東・河南の三省に於ける分益小作制を研究の對象とするが、先づ第一に茲で研究する三省に於ける分益小作制の所在地⁹⁾、そこに慣行せられる分益小作制の概観、並に之が記載資料を掲げよう。

第二表 河北・山東及び河南省の分益小作制の概況

省縣村名	分益小作制の概況	資料
河北省順義縣沙井村	分益小作を夥種といひ、收穫物は地主・小作が折半する場合が多い。粟で分けるのと、稷で分けるのとの二方法がある。本村では錢前納（八割以上を占む）が多く、夥種（二割以下）は少ない。	滿鐵北支經濟調查所第三班、順義縣沙井村に於ける質問應答（小作）（昭和十六年十一月）（未刊行）
河北省饒城縣寺北柴村	分益小作を指種、分益小作地を指地といふ。收穫物は折半する場合が多い。	同右、饒城縣寺北柴村に於ける質問應答（昭和十六年）（未刊行）
河北省獲鹿縣第二區馬村	表裏作とも作物の主産物を折半し、莖稈は地主に於て土糞を提供者の場合には全部地主の收得に歸し、然らざる場合は全部小作人の收得に歸す。	滿鐵調查部、昭和十四年度農家經濟調查報告（獲鹿縣第二區馬村）
河北省豐潤縣宣莊鎮米廠村	本村の物納分租にありては根株以外の全生産物を折半するものが多いが、稀には主産物のみを折半する場合もある。	滿鐵調查部、昭和十四年度農家經濟調查報告（豐潤縣宣莊鎮米廠村）
河北省遵化縣盧家寨村	分益小作の分配割合は穀實は折半、莖稈は土糞を提供する側の收得となる。作物の種類は兩者談合の上決定して作付をなす。口頭契約が多く、小作期間は一年のものが多い。	冀東地區農村實態調查班、冀東地區内二十五箇村農村實態調查報告書（上）、昭和十一年七月
河北省寧河縣胡庄村	本村の小作料は殆ど分益物納にして、分配率は小作人二、地主一の割合を通例とす。副産物も同一の割合で分配す。契約は口頭である。	同右、（下）
河北省樂亭縣柏庄村	收穫物は之を折半し、莖稈は小作人が全部之を收得す。契約は口頭にして年々更新するも、別に手續を要しない。	同右

北支の小作制度

第二卷 六二五

第三號

六九

9) 茲に掲げる分益小作の所在地は嘗て調査されたことのある地點のみである。

河北省撫寧縣各庄、王各庄村

收穫物は穀實、莖稈とも折半するが、地主より種子を借れば、收穫物中より種子量を差引き、残りを折半する。但し甘藷の苗、落花生の種子は地主、小作人で半分宛負擔し、收穫物を折半する。また本村には「招青」といふ一種の分益小作あり、地主の指一定する一定作物のみを交付し、小作人は餘暇には隨時地主の指に従つて仕事をなす慣行あり。口頭契約にして、小作期間は多くは一年とす。

河北省高陽縣、鄆縣、東光縣

この三縣の大地主にして自營農を兼ねる者は、六頃、十頃、稍に二十頃以上の土地を所有するが、地主は土地の外に經營資本の一部を提供し、收穫物は之を折半する。

山東省歷城縣冷水溝莊

本村では分益小作を分種といひ、分益小作人を分種地戸といふ。收穫物は折半するが、米・麥・粟・豆等は穂又は莖についてたよ、で折半し、高粱は穂だけを折半する。本村では納租(物納定額)が九割を占め、分種は一割を占めるに過ぎない。

山東省惠民縣第一區和平鄉孫家廟

本村では物納分益制が支配的である。分益方法としては該年度内の收穫物(冬作物も)を折半するが、穀實のみを折半する場合と莖稈をも折半する場合とがある。

山東泰安縣第一區下西隅鄉澇窪莊

本村では小作制のうち六割迄は物納分益制である。分益方法は當該年度内の收穫物の均等折半であるが、穀實のみを折半するもの、莖稈共折半するもの、穀實を折半し莖稈は全部地主の收得とするもの等の別あり。

山東省濰縣第一區高家樓村

本村の小作制は分益小作の一色である。小作料は分益折半にして糧穀のみならず莖稈についても爲される。

山東省青島特別市李村區西韓哥莊

本村では分益小作は少数であり、寧ろ例外的である。生産物は之を折半するが莖稈類の副産物は小作人の收得とする。

山東省恩縣

本縣では小作農は少ないが「招份子」といふ一種の幼稚なる分益小作あり、地主は土地の外に、種子・農具・肥料等の經營資本の一切を提供し、小作人は努力のみを提供して、耕種の責を負ふ。收穫物の分配は地主七割乃至八割、小作人二割乃至三割とする。

同右

中國經濟年鑑(上)(一九三四年)、第七章租佃制度

滿鐵北支經濟調查所第三班、歷城縣冷水溝莊に於ける實問應答(小作・農村金融取引、昭和十六年十一月(未刊行))

滿鐵調查部、北支農村概況調查報告(一)、惠民縣第一區和平鄉孫家廟(昭和十四年九月)

滿鐵調查部、北支農村概況調查報告(二)、泰安縣第一區下西隅鄉澇窪莊(昭和十五年一月)

滿鐵調查部、北支農村概況調查報告(三)、濰縣第一區高家樓村(昭和十五年二月)

滿鐵北支事務局調查部、青島近郊に於ける農村實態調查報告(昭和十四年三月)

中國經濟年鑑(中)、(民國二十四年續編)、第七章租佃制度

河南省彰德縣第一區
宋村及び侯七里店

河南省滄陽縣

本村では分益小作が多い。その一は主産物を地主・小作人間に折半し、副産物は小作人が之を取するものであり、他は地主が種子肥料を提供し、收穫物は主産物のみならず副産物をも折半するものである。又本村では雇傭關係的性質を帯びる「二八分租」がある。

本縣では分益小作を「糧食分租法」といひ、地主は土地の外に經營資本の一部を提供し、收穫物は之を折半する。

滿鐵調査部、北支農村概況調査報告、彰德縣第一區宋村及侯七里店（昭和十五年十月）
金陵大學農學院、豫鄂皖贛四省之租佃制度（民國二十五年）

以上掲げた三省各村に於ける分益小作制の性格並にその經濟的諸關係について考察しよう。

(一) 分益小作制の起因 この點に關しては河北省順義縣沙井村の質問應答のうちで、一小作人が「小作人としては錢納より夥種（分益小作）の方がよい。凶年がよくある本地方では錢納だと前沸だから、凶年にあへば全部之を失ふが、夥種ならば後納で、雨も出来たものを折半するのだから安全だ。それで小作人にとって有利だ」と答へてゐる。また同村の他の小作人は「ではどんな時に夥種が多く、錢納が少くなるか」との質問に對し、「凶年の翌年に夥種が多くなる。豐年時は錢納」と答へてゐる。また河北省寧河縣胡庄村一帯の小作制は殆ど全部分益小作制であるが、これは「本地帯は年々の水害に依り農業經營が危險率多き關係上」¹⁰⁾ 定額小作制を採用し得ないのによるものである。斯くの如く北支に於て分益小作制の行はれるのは、水害や旱害の起り易い地方で、定額小作制（金納又は物納）を實施し難い地方に多く慣行されるものと考へられる。而して河北・山東に於ては小作期間が短かく、一年または二、三年のものもあるから、收穫の豐凶如何によつて錢納から分益小作へ、或は分益小作より錢納へと移るものもあり、また不定期小作では小作關係は繼續しながら、分益を金納制に、金納を分益制に變へるものもあらう。

此支の小作制度

第二卷 六二七 第三號 七一

10) 前掲、順義縣沙井村に於ける質問應答、小作（四）（A第二號）二三九頁。
11) 同前、小作（六の三）四三九頁。
12) 前掲、冀東地區内二十五箇村農村實態調査報告書（下）、九六頁。

然らば一地帯に分益小作が多く慣行せられるにしても、それは如何なる耕地に専ら行はれるか、問題となる。

この點に關し、河北省樂城縣寺北柴村に於ける質問應答では、「どんなとき定租(死種)、どんなとき分租にするか」との間に對し、小作人は「井戸のある土地のときは定租、井戸のない土地(自地)のときは折半す」と答へてゐる。また同村の他の小作人は「捐地(分益小作地)はどういふ場合にするか」との質問に對して、「¹⁴⁾ 地悪い土地」の場合にすると答へてゐる。更に「小作人として捐(分益小作)と包(定額物納小作)とどちらがよいか」との間に對し、「土地がよければ包種がよい、¹⁵⁾ 悪ければ捐種がよい」と答へてゐる。然らば「何故土地が悪いと包種が多いか」との質問に對しては、「それは毎年の收穫少く、包種のように定つた糧食を得ず、小作料を納めることが出来ぬからである」と答へてゐる。¹⁶⁾ 斯くの如く分益小作は灌溉井戸のない土地、その他收穫の安定しない劣等地に多く行はれるものと考へられる。

更に河北・山東・河南の各省に於て分益小作制が比較的多く行はれるのは、此等の三省に於ては比較的大規模なる自營的自作農(地主兼自作農)の多いことも關聯してゐる。即ち彼等自營農は分益小作人を指導するだけの智識と經驗とを有し、また自家の農業經營上莖稈等の如き副産物をも收得する必要があるからである。河北省樂城縣寺北柴村の一地主が從來の分益小作を包租(定額小作)に變更した理由として、「包種に變更したのは、家人が少なくなり、捐種(分益小作)の例に依る收穫時派人の出來なくなつた爲、包種として租子(小作料)を持參せしむることゝした」¹⁷⁾のであると述べてゐるが、その反面に於て分益小作が行はれる前提としては、自作を兼ねる地主の存在することが必要であらう。尙ほ同村では「地主と小作人の互の感情がよく對手の誠實なことを信じてゐる

13) 前掲、河北省樂城縣寺北柴村、小作關係事項質問應答、小作第二回の二、二五頁。

14) 前掲、樂城小作(昭和十六年十一月)二二頁。

15) 同書、三四頁。

時は指地で、そうでない時に包地にする¹⁸⁾と述べられてゐるが、指種たる分益小作の行はれるためには、地主が小作人と同村に住み、また自作を兼ね、小作人と親密なる關係にあることを必要とする。また河北省撫寧縣兩各庄、王各庄に行はれる鏜青、山東省恩縣に行はれる「招份子」、河南省彰德縣第一區宋村及び侯七里店に行はれる「二八分租」(第二表參照)の如き、雇傭關係的性質を帯びる幼稚なる分益小作制の存在も、大規模なる自營農の存在と密接なる關係がある。即ち之は彼等自營農が自家の經營のため農業労働者を確保して置く一方法であるとも解せられる。

(二) 地主・小作人間に於ける收穫物の分配比率と分配方法 分益小作制に於ては小作地の總收益を地主・小作人間に賣物の儘で一定の割合を以て分配するものであるが、この分配の割合は地主が土地の外に經營資本の一部又は全部を提出するか否かの事情によつても異つてゐる。また收穫物の分配方法に關しては、小作人に於て刈取り調製の上穀物として納付する場合と、立毛の儘で分配する場合とがある。更に主産物の外に、藁・稗・莖の如き副産物をも分配する場合がある。

河北省順義縣沙井村で行はれる分益小作制に於ては、地主と小作人との間に收穫物を折半する場合が多いが、この分配方法には脱穀して穀物として分配するものと、立毛のまゝ畑の壟(うね)で分配するものとの別がある。「順義では打穀してから分けるのが多いか畑で壟を數へて分けるのが多いか」との質問に對しては、「燃料が欲しいから畑で分ける方が多いと思ふ¹⁶⁾」と答へられてゐる。燃料の關係上、また北支では地主が自作を兼ねてゐる場合が多い關係上、畑で立毛のまゝで壟數によつて分つ場合も多いと考へられる。

- 16) 同書, 五一頁。
17) 滿鐵北支經濟調查所第三班, 河北省饒城縣寺北柴村, 小作關係事項質問應答(第十一號)四一頁。
18) 滿鐵北支經濟調查所第三班, 饒城縣寺北柴村に於ける質問應答(A第五號)

前者の分配方法、即ち打穀して穀物として分配する場合には「小作人側で收穫から運搬迄行ふ。小作人側で脱穀して後、折半する」ものである。この場合、收穫・脱穀が完了し、場（穀物を乾燥・打穀する庭）に貯藏されるときは、地主が出かけて来るが、一般には小作人は打穀完了して地主の来るまで穀物を保管して待つのである。即ち小作人が打穀し粒を選び分けると、其の日の中に必ず地主・小作人の雙方が場で立會つた上で折半するのが普通である。昔は舊斗を雇ひたが、今は新斗を用ゐ、一斗づゝ分ける。計器は斗以下を計るときは斗による。計るのは地主・小作人・短工誰でもよい。立會人は地主と小作人のみで、村長とか同族とか、又は紹介人とかゞ立會ふことはない。「右の場合、地主は良い粒を、小作人は悪い粒をとると謂ふ傾向はないか」との質問に對しては「なし」との回答が與へられてゐる。この場合に於ける小作料の運搬については、「小作人が地主分を先に運搬してやり、自分の後は後進しにする。特に報酬は受けない」と答へられてゐる。なほ稈・藁等の副産物は全部小作人の收得となる。穀のみを分ける場合にも、地主は收穫前に檢分に来るが、之は「收穫分を決める爲めではなく、出來加減を見る爲」である。

次に後者の分配方法、即ち立毛のまゝ醜で分ける場合には、收穫前に地主が畑を見に来て、地主の取る醜と小作人の取る醜とを定める。醜の選定が終れば、地主は小作人に何時收穫するかを聴き、收穫日を決めて歸つて行く。收穫日になると、地主自身又は短工を雇つて、地主の收得分を刈り取り、地主の場へ運搬してゆく。それで穀も藁もみな地主の收得となる。同村の他の小作人は「收穫の日には何（地主の名）は何を持って來たか」との問に對し、「彼は短工（日雇人）を二人つれて來た。更に大車、收穫農具を持って來た」と答へて居り、「收穫の日

三七頁。
 19) 前掲、河北省順義縣沙井村、小作關係事項質問應答（第三號）、五〇頁。
 20) 前掲、順義縣沙井村に於ける質問應答、小作（A第二號）、四三七頁、四三八頁。

何は何をしたか」との間に對しては、「其の日彼自から壟を選んで呉れた」と答へ、「どんなに分けたか」との間に對しては、「壟の方向に依り半々に分けて呉れた。勿論、良い壟は何がとつた」と答へてゐる。この壟の分配については、先の小作人は、「地主の分壟に對し小作人は反對し得ないか」との質問に對し、「勿論、地主の謂ふなりになる。地主もそう悪いのばかり呉れない」と答へてゐる。²³⁾

斯くの如く、順義縣沙井村では、分益小作制の收穫分配に二つの方法が行はれてゐるが、後者の壟で分配する場合は、地主自身も自作を兼營するときに見られるものであり、従つて自家の農業上必要なる藁・稗・莖等をも折半・取得するものである。

河北省樂城縣寺北柴村で行はれる分益小作制では、收穫物の分配は「藁は藁だけ」、「穀物は穀物だけ」を折半し、幹は分けないのが普通であるが、地主が肥料を提供する場合に限り、副産物を地主に與へる慣行がある。即ち斯かる場合には「谷子(粟)・棉花のみでなく、花蕾(棉の莖)、乾草をも地主にやる」。然らば地主から一畝當りどの位の糞を貰ふかといふに、「一畝地、荷車で二車」²⁴⁾であり、これだけの肥料があれば他に肥料はいらないとすることである。

山東省歷城縣冷水溝莊の分益小作制では、小作人が穀物を畑から家に取り入れ、穂から粒を離し、地主を呼んで来て見てもらひ、それを半分づゝに分けて、地主へ持参することゝなつてゐる。²⁵⁾ 山東省惠民縣第一區和平鄉孫家廟の分益小作制では、凡て該年度内の收穫物(冬作物共)を折半するが、穀實のみを折半するものと、莖稗に至るまで折半するものとの別がある。本村では後者が多く、分益小作三十九件のうち、二十八件を占めてゐる。²¹⁾ 同

21) 同書, 四三六頁。 22) 同書, 二四〇頁。 23) 同書, 四三七頁。
24) 前掲, 樂城縣寺北柴村, 小作(昭和十六年自十一月十六日至十二月五日), 二二頁。前掲, 樂城小作(昭和十六年十一月)四三頁。
25) 前掲, 山東歷城縣冷水溝村, 小作(昭和十六年自十月二十五日至十一月十

省泰安縣第一區下西隅鄉滂窪莊に於ける分益小作制では、凡て當該年度内の收穫物を折半するが、穀實のみを折半するもの、莖稈共に折半するもの、穀實を折半 莖稈は全部地主へ納入するもの等の別がある。本村の分益小作四十二件のうち、莖稈共折半のもの二十件、穀實のみ折半のもの十七件、莖稈は全部地主へ提供するもの五件である。尙ほ收穫物はそれ／＼の時期に於て、畑或は脱穀場に於て地主・小作人雙方立會の上、一斤もゆるがせにせぬ程の嚴重さを以て秤に掛けて折半し、小作人の勞力により地主の院子或は脱穀場まで搬入することゝなつてゐる。²⁶⁾

河南省彰德縣第一區宋村及び侯七里店で行はれる折半式の分益小作制に於ては、普通地主は土地以外に何等の經營資本をも提供せず、小作料としては收穫の度毎に主産物の半量を小作人から地主へ送り届けるものであるが併しこの外に、地主・小作人が肥料の半量づつを提供し、收穫物は收穫の度毎に主産物及び副産物を均分する型のものもある。²⁶⁾

以上によつて河北・山東・河南の各地に於ける分益小作制の下に於ける地主・小作人間の收穫分配比率竝にその方法を概観したが、「莖青」、「招份子」、「二八分租」等の如き幼稚なる分益小作制を除く普通の分益小作に於ては、收穫物の折半せられる場合が最も多く、然かも藁・稈・莖等の副産物をも折半する場合が多い。之は北支に於ては燃料の少き關係上、地主に於て之を必要とすること、また北支の地主は自作を兼ねる場合が多く、自家の農業經營上、家畜の飼育上此等の副産物をも必要とすること等の事情に基くものである。また分配方法として墾による分配の行はれることも、北支地主が自作を兼ねること多き事情によるものである。

五日), 二二頁。

26) 前掲, 北支農村概況調査報告(一), 惠民縣第一區和平鄉孫家廟, 一三一頁。
27) 前掲, 北支農村概況調査報告(二), 泰安縣第一區下西隅鄉滂窪莊, 一〇六頁。

分益小作制に於ける收穫物分配の例外的事例として、夥種(分益小作)にして「小作人が地主取得の收穫物を金に換へて収める」方法が、河北省順義縣沙井村²⁹⁾と山東省惠民縣第一區和平鄉孫家廟に見られる³⁰⁾。後者に於ては甘藷、蔬菜等の如き商品化作物を栽培する場合に、極めて稀ではあるが、販賣後賣上金を地主・小作人間に折半する慣行が認められる。即ち之は甘藷及び蔬菜が貯藏困難であり、且つ販賣作物たる關係上、地主・小作人立會の上、一應全收穫物を販賣し、その賣上金を折半するもので、現物折半よりも便宜だからである。前者の順義縣のものに就いては、その詳細は不明であるが、同様に商品化作物たる瓜の栽培地に行はれるものである³¹⁾。

(三) 地主の經營資本提供と小作地に對する干渉 北支の各地で行はれてゐる「勞青」、「招份子」、「二八分租」等の如き墾殖關係的性質を帯びる幼稚なる分益小作制に於ては、地主は土地の外に農具・役畜・種子及び其他の農場設備を供給し、また時としては家屋をも提供し、小作人は勞力のみを提供するものであり、地主は小作人に對し栽培作物の種類を指定し、その他農業經營上の指揮監督に當るものである。併し北支に於て一般に行せられてゐる普通の分益小作制に於ては、地主が假令小作人に經營資本を提供するにしても、それは一部分に留まるであらう。また地主の小作地に對する干渉もより、少ないものと考へられる。茲では此の二點について吟味するであらう。

河北省順義縣沙井村の分益小作制に關し、一小作人は地主が「種子・肥料・役畜等は貸して呉れたか」との問に對し、「なし」と答へて居り、「地主は作物を指定しなかつたか」との問に對しては、「此の土地は麥・玉米を作つてゐたことが分つてゐたから、別に指定されなかつた」と答へて居り、また「肥料のやり方、畑の手入等につ

28) 前掲, 北支農村概況調查報告(一), 九頁。
 29) 前掲, 北支農村概況調查報告(一), 九頁。
 30) 前掲, 北支農村概況調查報告(一), 九頁。
 31) 前掲, 北支農村概況調查報告(一), 九頁。

き指示又は相談されなかつたか」との質問に對しては「なし」と答へてゐる。地主は「畑作を視察に時々來なかつたか」との問に對しては、「收穫前頃、作付状況を見に來るだけだつた」と答へて居り、「そうすると、この土地に關する限り、何（地主の名）に何一つ相談せず、杜（分益小作人の名）は自由に耕作した譯か」との質問に對しては、「然り³²⁾」と答へてゐる。同村の分益小作地の一地主は、「農具は李（小作人の名）に貸してやつたのか」との問に對し、「然り、村の家に置いてある農具のこと」と答へて居り、「肥料は如何」との問に對しては、「李が負擔するのが建前だが、良い肥料を施すと作物も良くなるから少しは出した。全面積二十八畝に對し、十五、六畝分の土糞は出した³³⁾」と答へてゐる。併しこの土糞は毎年出すのかどうかは不明である。尙ほ分益小作地に於ける栽培作物の種類に關し、一小作人は「作物は地主が意見を出し、之に従つた。第一年は高粱・麥、第二年は穀子、第三年（本年）は玉米と麥、分け方は分釐³⁴⁾」と答へてゐる。かく夥種³⁵⁾のときは、「地主が作物の決定をなし、小作人が之に従ふのが建前だが、地主によつては全然小作人にまかせきりのものもある³⁵⁾」。尙ほまた小作地に對する地主の干涉に關し、「小作人が土地を放任し、使用しない時は地主はどうするか」との質問に對しては、「夫れは小作人の自由で地主は干涉しない。但し夥種³⁶⁾の時は干涉する³⁶⁾」と答へてゐる處もあれば、また「普通の夥種では作付視察、作り方の指導等に地主が時々廻るのが通例ではないか」との質問に對し、「然り³⁷⁾」と答へてゐる處もある。

以上の質問應答より判斷するに、順義縣沙井村の分益小作制では、地主は土地のみを貸す場合と土地の外に農具や肥料の一部をも供給する場合との別があり、また小作地に對する地主の干涉に關しては、地主は作付作物の

32) 前掲、順義縣沙井村に於ける質問應答、小作(A第二號)、二四〇頁。

33) 同書、二〇七頁。 34) 同書、二頁。

36) 同書、四二九頁。 37) 同書、二二七頁。

35) 同書、四八九頁。

種類等については小作人に對し何等指定しない場合と、多少の干渉をなす場合とがある。此等雙方の場合に於てその何れがより廣く慣行されてゐるかに關しては、今日のところ直ちに之を斷定する資料がない。元來、分益小作制に於ては地主の取得する小作料額は收穫高の多少に正比例するものであるから、定額小作制に較らべて、地主が小作人に對して干渉することの多くなるのは當然である。

河北省樂城縣寺北柴村の一分益小作人は、「貴下は李(地主の名)から農具や肥料を借りてゐるか」との間に對し、「しからず」と答へ、「村にはその様な人があるだらう」との間に對しては、「あるが、少なう、一家」と答へ、「他の村にはどうか」との間に對しては、「ある、城内に、近くの村にある様だ」と答へ、「その場合は何を借りてゐるか」との質問に對しては、「驢馬・騾馬・牛車・水車」と答へてゐる。また同村の一小作人は、「普通この村の人は包・指の契約に當つて、作るべき作物の種類を取決めるか、取決めないか」との間に對し「取決めない、何を作るかは小作の自由である」と答へ、「地主が何を作れと云ふ事はないか」との質問に對しては、「ない」と答へてゐる。此等の質問應答から、同村では地主が分益小作人に農具や役畜を提供する場合は少なく、また栽培作物の種類に關しても小作人に干渉する場合は少ないやうである。

山東省歷城縣冷水溝莊の分益小作制に關しては、地主が農具・馬等を貸す場合あり、また肥料をも供給する場合がある。而して「地主が肥料を出せば指を平分するが、そうしなければ小作人の所有」となる慣例である。尙ほ同村で「一般に小作の場合、地主は肥料、草取り、耕作方法につき小作人に指圖したり干渉したりすることはないか」との質問に對しては、「なし、但し收穫に顯著に惡影響ありと考へられるときは別である」と答へられ⁴¹⁾

38) 前掲、樂城縣寺北柴村、小作(昭和十六年自十一月十六日至十二月五日)

39) 前掲、二頁。

40) 前掲、歷城小作(昭和十六年十一月)四九頁。

てゐる。本村の分益小作制では地主は土地のみを貸す場合と、役畜・農具及び肥料の一部をも供給する場合とがあり、地主は收穫に悪影響ありと考へる外、小作人の經營に對し干渉をなさない場合が多い。

山東省惠民縣第一區和平鄉孫家廟の分益小作では、地主が土地のみを提供して、主産物を作付の度毎に地主・小作人間に折半するものが多いが、肥料を地主・小作人兩方を出し合ひ、收穫せる主産物及び副産物たる稈を地主・小作人間に折半する慣行も若干認められる。⁴²⁾

河南省彰德縣第一區宋村及び侯七里店の分益小作制では、地主は土地のみを提供して、收穫の度毎に主産物の半量を取得するものと、肥料を地主・小作人が半量づゝ提供して、收穫物は收穫の度毎に主産物及び副産物を均分するものとの二つの型がある。尙ほ本村では旱魃或は水害等の如き天災又は其の他の原因に基き作物の減收を來し、小作人の食糧不足を來した場合には、次の收穫期まで食糧に要する食糧や現金等の融通を地主に仰ぐことがある。⁴³⁾

以上掲げた河北・山東・河南各地の分益小作制の事例では、地主は土地のみを貸付する場合があるが、その外に農具・役畜・肥料等の一部をも供給する場合もある。また地主が小作人の栽培作物に關し毫も干渉を加へない場合と多少の干渉を加へる場合とがある。地主にして自作を兼ねてゐる場合に於ては、地主は經營上の智識と經驗とを有し、また經營資本をも有してゐるから、此の種の地主ほど小作人に經營資本の一部を供給し、且つ栽培作物の種類に關しても干渉を加へることが多からうと考へられる。

(四) 分益小作制に於ける小作契約、小作期間その他 分益小作契約の締結に際しては、口頭契約によるか證

- 41) 前掲、歷城縣冷水溝莊に於ける質問應答、小作・農村金融取引(A第十號) 二八頁。
42) 前掲、北支農村概況調查報告(一)、三七頁。
43) 前掲、北支農村概況調查報告、彰德縣第一區宋村及び侯七里店、七二頁。

書契約によるか、またその小作期間は如何になつてゐるか、更にその契約更新は如何にして行はれるかについて吟味しよう。

河北省順義縣沙井村に於ては一分益小作人は「契約書は立てたか」との問に對し、「立てない。お互に知つてゐるから」と答へ、「契約書を立てない代りに、約束が出来をしるしに會食したりしたか」との問に對しては、「何もしなす」と答へ、「契約成立の紀念に何か贈つたか」との問に對しては、「せず」と答へ、また「保證人は立てたか」との問に對しても「なし」と答へてゐる。同村の他の一小作人は夥種の際には「昔も今も契約書を作らぬ」と云つて居り、その理由としては「收穫時の分け方は大體慣習に依りきまつて居り、又慣習と異なる取極をすることがないから」と答へてゐる。同村の分益小作地の地主は「夥種の期限ははつきり定めたか」との問に對しては「定めない」と答へて居り、「では永久に貸すと謂ふ意味か」との問に對しては「悪い關係が起らぬ限り貸してもいゝと思つた」と答へてゐる。同村の他の一分益小作人は、「右以外に期限の話は出なかつたか」との問に對し、「別に出なかつた。お互ひの關係がよい間續くものだ」と答へて居り、「そうすると期限が來ても翌年の夥種のことにつき特に頼みに行く」と謂ふことはないか」との問に對しては「なし」と答へてゐる。尙ほ分益小作地の轉貸に關しては、「地主は夥種地に就ては收穫の分前を得るから、別の人が耕し出すと困る」と答へてゐる。

以上の質問應答よりして、順義縣沙井村の分益小作制では、一般に口頭契約により、契約證書を作らず、小作期間は不定期にして、地主・小作人の關係が圓滿である限り、毎年殊更に契約更新の意志表示をなさなくても、

44) 前掲、順義縣沙井村に於ける質問應答、小作 (A 第二號) 一五七頁。
45) 同書、三九六頁。 46) 同書、二〇六頁。 47) 同書、二三九頁。
48) 同書、四一八頁。

契約が繼續するものと考へられる。尙ほ分益小作地に於ては小作人の人柄、その勤惰の程度如何によつて、收穫高に増減を來し、ひいて地主の取得する小作料額にも影響を及ぼすから、地主は分益小作地の轉貸は許さないものと認められる。

河北省樂城縣寺北柴村に於ける分益小作制に於ても、契約證書を作らぬ口頭契約である。⁴⁹⁾ 同村に於ける分益小作(拵)に於ては、期間の定めがない。然らば期間の定めがなければ地主は何時でも自由に土地を取上げることが出来るかといふに、この點については小作料を「滞納したら取上げられる」とされてゐる。その時、畑に作物があつた場合にはどうかといふに、「穀物を收穫した後でなければ取上げる事は出来ない」と答へられて居り、また「收穫の秋が過ぎた後で小作人が畑に肥料を施してゐた場合はどうか」との質問に對しては、「地主は取上げる事は出来ない。併し地主が他の者にその土地を賣る場合は小作人は仕方がない⁵⁰⁾」と答へられてゐる。即ち同村の分益小作も口頭契約であり、期限の定めのない不定期小作である。小作人が小作料を滞納しない限り、地主は一般に小作地を取戻さず、引續き小作を繼續せしめるものである。小作料滞納の際、地主が小作地を取戻す場合には、收穫の後に之をなすのが普通であると認められる。

山東省歷城縣冷水溝莊に於ける分益小作に於ても、一般に口頭契約である。⁵¹⁾ 同省惠民縣第一區和平鄉孫家廟に於ても、分益小作の場合は主として口頭契約であり、その小作期間に關しては本村の普通畑に於ける耕種式が二年三作なる關係上、最短二年を限度とするものが多い。⁵²⁾ 同省泰安縣第一區下西隅鄉澇窪村に於ける分益小作制では、初年度に於て單に口頭を以て契約をなし、その後、雙方に異存なきときは、その借契約は繼續されるもので

49) 前掲、樂城縣寺北柴村、小作(昭和十六年自十一月十六日至十二月五日)二五頁、五五頁。

50) 同書、四一頁。

51) 前掲、歷城縣冷水溝莊に於ける質問應答、小作・農村金融取引、二八頁。

ある。⁵²⁾ 同省濰縣第一區高家樓村に於ける分益小作制に於ても、口頭契約であり保證人をも必要としない。小作期間の定めのない不定期小作である。従つて昨年契約されたばかりのものから、百年の昔に契約されたものに至るまで存在し、その間、種々雑多であるが、併し小作期間がたとへ長期に亘つても、之によつて永小作權や耕作權が発生することはなし。⁵⁴⁾

河南省彰德縣第一區宋村及び侯七里店の分益小作制は口頭契約を以て行はれ、その期限は三、四年と定められることが多いが、一般に地主・小作人雙方間に異存のない限り、小作關係は繼續される。併し小作人に不正な點があれば、地主は隨時解約をなし得るものである。⁵⁵⁾

以上に於て河北・山東・河南省の各地に於ける分益小作制の小作契約及び小作期間等について概観したが、一般に口頭契約にして、小作期間の定めのない不定期小作が多い。また二、三年の如き短期の小作期間を定めるものにあつても、小作人に不都合の行爲のない限り、繼續小作される場合が多い。併し小作期間中と雖も、地主・小作人の都合で分益小作を金納小作に、また金納小作を分益小作に変更することのあることは既述の如くである。小作人に於て小作料の滞納の如き不都合の行爲ありたるときは、收穫後に於て解約のなされるものである。また假令、引續き長期に亘つて小作されるにしても、之によつて耕作權の發生せざる不安定のものである。

この分益小作制に於ては、作柄の豊凶に應じて納入すべき小作料額も増減するから、凶作時に於ても特に小作料の減免される慣行は之を見ない。この點に關し、河北省順義縣沙井村では「夥種の場合に收穫が悪かつたら、地主は作物を皆小作人に與へる如きことはないか」との問に對し「なし」と答へられ、また「では地主の收得すべ

52) 前掲、北支農村概況調査報告(一)、一三〇頁。
 53) 前掲、北支農村概況調査報告(二)、一〇五頁。
 54) 前掲、北支農村概況調査報告(三)、一四八頁。
 55) 前掲、北支農村概況調査報告(彰德縣第一區宋村及侯七里店)、七三頁。

き率を減じて、小作人に多くやるとのこともないか」との質問に對しても、同様に「なし」⁵⁶⁾と答へられてゐる。

四

以上に亘つて、北支、特に河北・山東・河南省の各地に於ける分益小作制の性格を明らかにし、その經濟的諸關係について吟味した。併し、茲で研究の對象とした農村は、たとへそれが北支農村を代表する典型的農村であるとしても、比較的少數であるから、本稿で得た結果を以て直ちに北支全般の分益小作制を推すことは尙ほ危険であり、之が斷定を下すには將來より、豊富なる資料を蒐集しなければならぬ。

一般に小作制度は、分益小作制より定額物納小作制に、更に金納小作制へと進展する傾向にある。然らば北支の分益小作制は如何なる展開傾向を示してゐるであらうか。北支に於ても貨幣經濟が發展し、農業生産の商品化の進むに伴つて、漸次分益小作制は定額小作制へ、それは更に金納小作制へと進むものと一應は云へるであらう。併し上述せる如く、(1)北支に於ては分益小作制は比較的收穫の安定せぬ劣等地に多く行はれてゐること、(2)收穫の豊凶如何によつて分益小作制は金納小作制に、金納小作制は分益小作制に移る傾向のあること、(3)北支に於ては燃料不足の點より地主も稗・莖等の如き副産物をも必要とすること、(4)北支に於ける分益小作制は北支に普及せる自營的地主（地主兼自作農）の存在と密接に關聯してゐること、(5)北支に於ては旱害・水害に因る不作凶作が頻發すること等の諸事情を考察するならば、北支に於ける分益小作制は尙ほ今後も相當永く依然として、その存續を保つものではないかと考へられる。尙ほ今回の大東亞戦争が北支の分益小作制にも何等かの影響を與へてゐるものと考へられるが、これに關する資料がない。今後の調査・研究に俟ちたいと思ふ。

——昭和十七年八月七日——